

●香川県監査委員公表第5号

平成20年1月30日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年3月28日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

1 監査の請求

(1) 請求人

坂出市林田町825-1 細川 雅生

(2) 請求書の提出

平成20年1月30日

(3) 請求の内容

請求人提出の住民監査請求における請求の要旨は、「別紙事実証明書（謝金支出文書）により、香川県中讃保健福祉事務所は平成19年2月1日、丸亀市綾歌総合文化会館アイレックスで同18年度第2回給食管理者研修会を開催し、講師3名に旅費とは別に謝金29,748円を同19年2月26日に支給した。内訳は、高知市の食品会社所属の講師が時間単価6,990円の3時間20,970円。所属先等が非公開で不詳の講師は同4,620円の1時間4,620円で所得税額462円を除いた4,158円。坂出市の特別養護老人ホーム所属の講師は同4,620円の1時間4,620円である。

この、講師謝金で県中讃保健福祉事務所の職員は高知市の講師の時間単価を他の2名の講師より2,370円も多い6,990円とした。しかし、同額を支給できる法的根拠はなく、県中讃保健福祉事務所の職員が高知市の講師の時間単価を他の2名の講師より2,370円も多い6,990円に勝手に決め支給したものであり、法的根拠がなく、必要のない公金を支給し県に損害を与えたのである。本件、時間単価2,370円の差額の3時間分7,110円は、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するものである。さらに、本件、公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金の支出である。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法若しくは不当な公金の支出について責任を有する者に対して当該損害7,110円の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」（以上請求書原文のとおり）というものである。（別紙事実証明書省略）

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成20年2月4日にこれを受理した。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

平成19年2月1日に香川県（以下「県」という。）が開催した平成18年度第2回給食管理者研修会に係る講師謝金の支出において、他の講師より多い時間単価によって算出された講師1名の謝金の支出（以下「本件支出」という。）が違法又は不当であるか否かについて監査を実施した。

(2) 監査対象部局

健康福祉部中讃保健福祉事務所

(3) 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成20年2月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、その理由について述べる。

(1) 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、中讃保健福祉事務所の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

ア 給食管理者研修会について

(ア) 給食管理者研修会は、健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項第2号の規定（都道府県は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。）を根拠として行われている事業で、中讃保健福祉事務所では管内の学校、病院、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所等のうち同法第20条第1項の規定に基づき届出のあった特定給食施設及び県の給食施設設置等届出要綱（平成15年5月1日施行）に基づき届出のあった特定給食施設以外の給食施設の施設長・給食管理者・担当者等を対象に、適切な情報提供を通じて衛生的な給食管理・適正な栄養管理を目的に、開催している。

(イ) 平成18年度第2回給食管理者研修会（以下「本件研修会」という。）は、管内で食中毒、感染症、自然災害など緊急時の対応を余儀なくされる事例が多々見受けられ、これらの場合にも給食利用者に安全安心な食事の提供が確保されるように、「給食の危機管理」をテーマとして選定し、平成19年2月1日（木）、丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス小ホール（丸亀市綾歌町栗熊西1680）において、対象者223名の参加のもと次の日程で開催された。

13:00～13:20 受付

13:20～13:30 開会・挨拶

13:30～14:00 情報提供「中讃管内の食品衛生事情について」

14:00～14:30 事例発表「当施設の緊急時の体制について」

14:30～14:40 休憩

14:40～16:00 講演「食の危機管理について」

16:00～16:30 質疑応答

16:30 閉会

イ 本件研修会の講師選定と依頼内容等

(ア) 本件研修会では、研修のテーマに沿って、給食について、緊急時の具体的対応事例等を、現場の経験を踏まえて話ができる講師として香川労災病院（請求人は所属先非公開としているが、平成19年12月5日付けで県中讃保健所長が行政文書の一部公開を決定し、請求人に公開した文書では所属先を公開している。）の職員A（以下「講師A」という。）、特別養護老人ホームきやまの職員B（以下「講師B」という。）及び株式会社高南食品の職員C（以

下「講師C」という。)の3人を選定している。

- (イ) 講師の依頼に当たっては、平成19年1月15日付けの文書で、講師A及び講師Bには、14:00から15:00までの1時間で施設の緊急時の体制に関する「事例発表」を、講師Cには、13:30から16:30の3時間で食の危機管理についてをテーマとする「講演」を依頼している。
- (ウ) なお、後日、講師との打ち合わせにより、講師A及び講師Bについては、14:00から14:30までの「事例発表」と16:00から16:30までの「質疑応答」の対応を依頼し、講師Cについては、14:40から16:00までの「講演」と、16:00から16:30までの「質疑応答（13:30から14:00までの「情報提供」と14:00から14:30までの「事例発表」に臨席し、これらの内容を踏まえた具体的助言も含む。）」の対応を依頼し、当日はこれらの日程で本件研修会が実施された。

ウ 本件研修会の講師謝金の時間単価について

- (ア) 講師A及び講師Bの謝金の時間単価については、依頼した業務内容から、平成18年度予算積算単価表にある講師手当の大学講師の時間単価が相当と判断し、4,620円とした。
- (イ) 講師Cの謝金の時間単価については、その依頼内容に加え、同氏に高知女子大学において大学院生を対象に講義した実績があることを考慮し、平成18年度予算積算単価表にある講師手当の大学教授の時間単価が相当と判断し、6,990円とした。

エ 本件研修会の講師謝金の支出について

講師A及び講師Bの講師謝金については、時間単価4,620円の1時間分で4,620円、講師Cの講師謝金については、時間単価6,990円の3時間分で20,970円と算定し、これらの講師謝金は平成19年2月13日に中讃保健福祉事務所長の決裁（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第6条第1項に基づき、同事務所次長が代決）を経た後、平成19年2月16日に出納局において審査が行われ適正なものと判断された上で、平成19年2月26日に支出されている。

講師の区分	業務内容等	謝金の時間単価 (①)	業務時間 (②)	謝金の額 (支出額) (①×②)
講師A	事例発表、質疑 応答	4,620円/時間… a	1時間	4,620円
講師B				
講師C	講演、助言、質 疑応答	6,990円/時間… b	3時間	20,970円 (本件支出)

請求人が補てんを求める損害額	時間単価の差額2,370円 (b - a) × 3時間 = 7,110円
----------------	--------------------------------------

(2) 監査委員の判断

講師謝金は、講演会や講習会等における役務の提供によって受けた利益に対する謝礼として支払われるものであり、その時間単価の基準について定めた法令はなく、一般的には、講師に依頼した業務の種類や内容、講師の経歴・実績、又は知名度などが考慮された上、最終的には予算の範囲内で依頼者と講師との合意により決定されるものである。

そこで、本件研修会の講師謝金について検討する。

まず、講師A及び講師Bに依頼した業務と講師Cに依頼した業務を比べると、講師A及び講師Bに依頼した業務は、施設の緊急時の体制に関する「事例発表」及び「質疑応答」の対応であり、

一方、講師Cに依頼した業務は、食の危機管理についてをテーマとする「講演」及び「質疑応答」の対応であり、しかも、その「質疑応答」の中には「情報提供」及び「事例発表」の内容を踏まえた具体的助言も含むことから、講師A及び講師Bに依頼した業務と講師Cに依頼した業務には、その内容において質的な相違があると認められる。さらに、講師Cには大学で大学院生を対象に同種のテーマで講義を行ったことがあるという経歴・実績があることから、県が講師Cの謝金の時間単価を講師A及び講師Bの時間単価よりも高く設定したことについては合理的な理由があると考えられる。

また、県が講師謝金の時間単価を設定するに当たり、法令に講師謝金の時間単価の基準がない以上、県の予算積算単価表の時間単価を準用したことは理解できるものであり、講師Cの時間単価を大学教授相当の6,990円に、講師A及び講師Bの時間単価を大学講師相当の4,620円にそれぞれ設定し、その差額を2,370円としたことについては、社会通念上妥当な範囲を逸脱したものと認められない。

本件支出については、県の事務を処理するために必要な経費を支弁するためのものであり、講師謝金の時間単価に講師を拘束した実時間を乗じて適正に算出した額を、所定の手続により権限のある決裁権者の決裁を得て、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に基づき適正に支出されているものと認められる。

以上のことから、本件支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められず、「香川県監査委員が違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害7,110円の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求める」という請求人の主張には理由がないものと判断する。